

城里町議会運営委員会会議録

日時 令和元年8月27日(火)

午後 2時00分

場所 城里町役場 3階 委員会室

出席委員(6名)

委員長	関 誠一郎 君	副委員長	鯉 渕 秀 雄 君
	河原井 大 介 君		藺 部 一 君
	片 岡 藏 之 君		藤 咲 芙美子 君

欠席委員(1名)

小 林 祥 宏 君

地方自治法第105条の規定により出席した者(1名)

議 長 小 坏 孝 君

説明のため出席した者の職氏名

まちづくり戦略課長	大曾根 直 美
総 務 課 長	鯉 渕 和 己
財 務 課 長	山 崎 秀 樹

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
書 記	藤 田 真 紀
書 記	高 丸 哲 史

議会運営委員会次第

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

(1) 令和元年第3回議会定例会の運営について

- ① 議事日程（案）について （資料1）
- ② 一般質問について （資料2）
- ③ 会期日程（案）について （資料3）
- ④ 決算審査の取扱いと審議方法について（資料4）
- ⑤ 請願・陳情の取扱いについて （資料5）

(2) その他

5 閉 会

午後 2時00分開会

開 会

○委員長（関 誠一郎君） 本日は、何かとご多用中のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまです。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和元年第3回議会定例会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

委員長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） さて、本日の会議は、来る9月3日に予定されております令和元年第3回議会定例会に提案される予定の案件及び一般質問等について確認し、また会期日程等について審議を決定するものであります。

慎重なるご審議、委員会運営には特段のご協力をお願いし、開会の挨拶といたします。

本来なら議長のここでご挨拶をいただくわけではありますが、議長は今、隣で県道城里那珂線整備促進協議会総会に出席中でございますので、2時ちょっと過ぎには出席するのかなと思っておりますので、そのときにご挨拶をいただきたいと思っております。

それで、本日、小林委員が欠席です。

協議事項

○委員長（関 誠一郎君） それでは審議に入りたいと思っております。

まず（1）令和元年第3回議会定例会の運営についてを議題といたします。

最初の①の議事日程（案）について事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、議事日程につきましてご説明申し上げます。

議長挨拶

○委員長（関 誠一郎君） 議長、今、始まったばかりですので、じゃ、議長の挨拶を一言、御挨拶をいただきたいと思っております。

○議長（小塚 孝君） 皆さん、遅くなりまして、申しわけありません。議会運営委員会、ご苦勞さまでございます。

今、常陸、那珂線、水戸、城里の協議会がありまして、その中で9月7日に北スマートインターが開通するというのを県会議員から聞きましたので、その報告だけで終了させていただきます。本日はご苦労さんでございます。

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

協議事項

○委員長（関 誠一郎君） それでは、中断しましたが、事務局より説明を求めます。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、資料1ページ、資料1ですね。議事日程（案）をごらん願います。

日程第1につきましては、会議録署名議員の指名でございます。

日程第2は、会期の決定でございます。

定例会に係る案件は日程第3からでございます。

議案関係になりますが、日程第3、承認第4号から日程第25、発議第2号までの23件でございます。

次に、請願第2号から陳情第6号の2件でございます。

最後に、報告関係でございます。日程第28、報告第46号から日程第40、報告第58号の13件となっております。

以上、本定例会に提案されます承認1件、議案21件、発議1件、請願1件、陳情1件、報告13件、合わせて38件でございます。

以上、議事日程についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） それでは、説明が終わりましたので、ここで議事日程（案）に対するご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、次に、②の一般質問についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、一般質問について説明させていただきます。

3ページの資料2をお開きください。

今回の一般質問者につきましては、7名の議員さんから通告がございました。

通告順に説明いたします。

まず1人目といたしまして、議席番号3番、猿田正純議員より通告がございました。3

項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、4ページをお開きください。

議席番号7番、三村議員より通告がございました。2項目質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、5ページ、議席番号1番、桜井議員より通告がございました。4項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

議席番号4番、藤咲議員より通告がございました。3項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、7ページ、議席番号10番、阿久津議員より通告がございました。2項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

議席番号8番、河原井議員より通告がございました。3項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、9ページ、議席番号9番、関議員より通告がございました。2項目の質問がございまして、質問の要旨、内容につきましては、記載のとおりとなっております。

以上、一般質問についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりました。

事務局の説明どおり、質問者は合計7名で、通告書のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

次に、③の会期日程（案）についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 令和元年第3回議会定例会会期日程（案）につきましてご説明申し上げます。

10ページ、資料3をごらん願います。

10ページには、今年度の会期日程（案）、11ページには昨年度の第3回定例会会期日程の実績をお示ししてございます。

10ページにお戻りいただきまして、ごらん願います。

第3回議会定例会の開催につきまして、9月3日が初日となるところでございます。3日には、提案理由の説明、請願・陳情、委員会付託を行いまして散会となる日程（案）と

なっております。

翌4日から9日までは休会とし、後ほどご審議いただきたいと存じますが、平成30年度一般会計等の決算について審査する案となっております。

なお、審査日は4日、5日と6日の3日間を審査の予定日といたしました。

10日、11日は一般質問を予定しております。

なお、先ほどご説明申し上げましたとおり、一般質問者は7名でございます。

12日は議事整理のため休会といたしまして、13日には委員長報告、質疑、討論、採決、さらには発議、また、請願・陳情の審議結果の報告を受けまして閉会と予定したものでございます。

このように9月3日から13日までの11日間を第3回議会定例会の会期日程（案）としたものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりましたので、会期日程（案）に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

進行してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

会期日程につきましては、原案のとおり決定いたしたいと存じます。

次に、④の決算審査の取扱いと審議方法についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、決算審査の取扱いと審議方法についてご説明申し上げます。

12ページをお開きください。資料ナンバー4でございます。

この決算審査の取扱いと審議方法につきましては、毎年、城里町決算審議要領に従いまして審議いただいております。城里町決算審議要領に、決算は、決算特別委員会を設置し、議案を付託し、常任委員会方式により所管の決算について審議するとございますので、決算特別委員会を設置し、4日からご審議いただく案となっております。今回は審議日を4日水曜日、5日木曜日の2日間を予定し、6日金曜日は予備日といたしました案でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） 説明が終わりましたので、ここで、決算審査の取扱いと審議方法に対するご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

いかがでしょうか。

○委員（蘭部 一君） 従来どおりでいいのかなと思います。

○委員長（関 誠一郎君） ただいま蘭部委員より従来どおりという声がありました。

それでは、決算審査の取扱いと審議方法につきましては、特別委員会を設置し、所管の常任委員会に付託し、従来どおり審査をしていただく方法でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、決算審査の取扱いと審議方法については、従来どおりいたします。

続いて、⑤の請願・陳情の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） それでは、請願・陳情の取扱いについてご説明をいたします。

13ページ、資料5をお願いいたします。

今回の請願、今回は請願1件、陳情1件、計2件の提出がございました。

請願第2号、13ページですね。請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でございます。

請願代表者は、茨城県教職員組合、杉山 繁様でございまして、紹介議員は河原井大介議員となっております。

14ページから内容の説明、内容になります。14ページからですね、学校現場における課題が山積しており、15ページですね、すみません。学校現場における課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善などの施策が重要ですと。また、義務教育費国庫負担制度につきましては、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財源を圧迫しております。子供の学びを保障するための条件整備は不可欠であり、2020年度政府予算編成において実現されるよう、国の関係機関に意見書の提出を請願いたしますという内容でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

陳情第2号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情でございます。

陳情の提出者は、城里町石塚1428-25、全国過疎地域自立促進連盟茨城県支部長、上遠野 修様でございます。

陳情の内容は、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することから、引き続き総合的な過疎対策を十分強化させることが今後も必要であるため、新たな過疎対策法の制定を強く要望し、政府及び関係機関に意見書を提出していただきたいとの内容です。

以上、簡単ではございますが、請願1件、陳情1件の内容のご説明をいたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） 請願・陳情について説明が終わりました。

請願・陳情の取扱いにつきましては、従来から各所管常任委員会に付託し審議を行っていただいております。

今回も同様でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） ありがとうございます。

それでは、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、教育産業常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

菌部委員長、よろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） 次に、陳情第6号 過疎地域自立促進特別措置法失効後の新たな過疎対策法の立法化についての意見書提出についての陳情につきましては、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査をお願いしたいと思います。

河原井委員長、よろしくお願いいたします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） 最後に、（2）その他であります。

委員の皆様から何かありますか。よろしくお願いいたします。

その次に、執行部及び事務局から何かございましたらお願いいたします。

その他。

鯉淵副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 定例会議事日程の中で日程第25、発議第2号 出頭拒否に対する告発について、これもしかしたら、さきの茨城新聞で書いてあった百条委員会の結論、告発しますよというようなことが書いてあったんですが、その件なんですかね、これ。事務局。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） そのとおりでございます。

○委員長（関 誠一郎君） 副委員長。

○副委員長（鯉淵秀雄君） そうしますと、通常ですと、この告発というのは、百条委員会を閉じるという報告の後に決議という形で告発しますよという議決をするわけなんですけど、それとはちょっと離れているんですが。これ局長の言う自治法にはだめとは書いてありませんということでしょうが、どうもこの議会、どうしてもそういったたぐいの例も増えてきたような気がするんですよ。さきのね、一般討論の中でも、前任者の討論を批判するような討論をした方がいらっしゃいますよね。通常ですと……

○委員（河原井大介君） 委員長、今のは誰のこと指しているんですか。

○委員長（関 誠一郎君） ちょっと待って。

○委員（河原井大介君） 誰のことを指しているのでしょうか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 待ってろよ、誰も言っていないだろう、そんなことを。

○委員（河原井大介君） 誰のことを指しているのでしょうか。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 俺は発言の許可をもらって発言しているんだから、待っていると言っているの。

○委員（河原井大介君） 許可を求めます、不穏当発言です。

○副委員長（鯉淵秀雄君） ですから、どうも議会運営のルールが少しずつずれてきたような気がするんですよ、僕たちが教わってきた議会ルールと。自治法にはだめとは書いていないからできますよ、じゃ、自治法を中心に議会運営をするのかどうか。ところが、逆の面で見れば、きちんと今までの慣例に従って議会運営をしている一面もある。そのようなことで、非常にあれなんです。これどういう、議運できちっと決めていったほうがいような気がするんですけどもね。

○委員長（関 誠一郎君） ただ、この発議に関しては、やっぱり百条委員会開催中でも告発はできるんですよ、閉じなくてもね。

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、自治法には書いていないですよ、できません、できませんって。

○委員長（関 誠一郎君） 事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 鯉淵委員さんも知っていて、ちょっとおっしゃっているとは思いますが、正直、百条委員会って誰もやったことなく、やり方を手探りの状況で、この参考書なり、そういう法律に基づいて我々進めてございまして。今回の発議に関しましても、ねばならない、したくない部分もあるんですが、しなければいけないという法律で動いていまして、閉じてからという文言もありませんので、その辺はすみません、ご了解願いたいと思います。

○委員長（関 誠一郎君） その文言がないんですね。閉じてから……

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、結局、自治法にはないということでしょう。ただ、過去のさ、旧常北町議会なんかでの百条委員会のやりとりをしてきた経緯を見ますと、おおむね閉じてから告発の議決をいただくというのが通例だったんです。だから、途中でやるということに対して、その出頭拒否という言葉、茨城新聞には出頭拒否とは書いてありませんでしたよね。何か文書を提示して欠席というような形だと思うんですけども。それが出頭拒否となると、これは大きな語弊が出てくると思うんですよ。

○委員長（関 誠一郎君） 百条委員会の出頭というのは、要するに正当な理由という文言がありまして、町長が欠席の理由に出した文書は正当な理由ではないということ……

○副委員長（鯉淵秀雄君） だから、その辺が、それを百条委員会として結論を出すのか、議会として結論を出すのか。これを告発するのは議会としての告発ですよ。ということは、議会全員の方のあれですよ、百条委員会の方々の結論ではなくて。ですから、要す

るに閉会、閉じてから告発という形に入ったと思うんです。

○委員長（関 誠一郎君） それがね、前例が……

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、前例は旧常北ではそういうような形をつくってきたんです。それはわかりますよね、小坪議員もね。

○議長（小坪 孝君） これは案件が違うのよ。鯉渚さんが言っているのは、要するに……

○副委員長（鯉渚秀雄君） 案件が違う、だって、告発は、あれだって偽証のためのあれでしょう。

○議長（小坪 孝君） 違う違う、偽証じゃなくて、今回は正当な理由がなくて欠席をしたということは、やっぱり告発の条件に入っちゃって、百条委員会でそういう決定を見て、これは今度は議会に出すやつだ。委員会の決定どおり、それは議会に出すやつだから、何とかご理解いただきたい。

○副委員長（鯉渚秀雄君） わかります、それはわかります。ところが、やっぱりほら議会としての告発になるわけですから。だからさ、これ百条委員会で結論を出して、これ通ることは間違いないですよ、百条委員会のメンバーの方が多いわけですから、今の議会。それを見越して皆さん全部出してきているというんだと思うんですけれども……

○議長（小坪 孝君） 町長が、迎えにいったのよ。違う、百条のときに……

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、結論はあくまでも議会としての結論を出すということでしょうっていうんだよ。

○議長（小坪 孝君） それは議会に出すわけでした……

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、これはもう告発ということが決定しているでしょうよ。

○議長（小坪 孝君） 告発は、だから、委員会で決定したから、それは告発しなければならないという、決定したから。百条委員会で決定をしたから。

○委員長（関 誠一郎君） 委員会で全会一致で。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、あくまでも議会としての順序を追って告発だと思うんです。だから、それはね、百条委員会のメンバーは多いですから、これは通ること間違いないです。だから、こういうことがさ、できるできないの観点から、それをやっていったらば、議会のルールというのはなし崩しになっちゃいますよということです、慣例というものが。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 先ほどからちょっと論点が違って、百条委員会で決議した内容を議会で採決する、こういうことなんですね。それだけの話です。

その前に、先ほど不穏当発言があったんですが、反対をしたというような、批判をした、繰り広げたということは誰を指して言ったのかちょっと教えていただけますか。

- 議長（小坏 孝君） それは鯉渚副委員長は言った確かに。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 言いましたよ。間違いなく。
- 委員（河原井大介君） 誰のことを指したのか教えていただけますか。委員長、お願いします。
- 委員長（関 誠一郎君） 副委員長。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 私の反対討論の中で、私は、できるできないはあるにせよ、当議会としてはすべきじゃないという発言をしたんです。ところが、河原井委員は、鯉渚委員は、できないということを前提に批判をした。
- 委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。
- 委員（河原井大介君） その内容については、論評ですので、論評なんですね。まず論評なんです。まず1点、議会が恥ずべき行為だという発言がありましたね。だって、恥ずべき行為を何もしていないのに恥ずべき行為だと言われるのは心外、冒瀆ですよ、議会に対する、委員会に対しての。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 何で。
- 委員（河原井大介君） 何で、じゃ、何で私が言った言わないの問題になるんですか、論評なのに。賛成討論をしていて、反対討論をして、それでいいじゃないですか、反対討論をしたければ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 議会のルールだ。大体ね、議会のルールとしては、前任者の討論を批判する、こういったあれじゃ……
- 委員（河原井大介君） 批判じゃないですよ、論評だと言っているじゃないですか。論評と批判は違いますよ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） すみません、議事録持ってきて。河原井君の議事録。ちょっと持って来て。それが論評かどうかちょっと見てあげますよ、議事録持って来て。
- 委員（河原井大介君） 委員長、それは個人的な感情であって、論評かどうかは、考えるのはあなたじゃないでしょう。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） よく自分の言ったことを考えなさいよ。
- 委員（河原井大介君） じゃ、恥ずべき行為についてはどう思っているんですか。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） いいから、そんなこと言っていないでしょうよ。まずは……
- 委員（河原井大介君） 言ってますよ。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） 違う、今の段階では、その討論者……
- 委員（河原井大介君） 誰を指しているか、もう1回言ってもらえますか。
- 委員長（関 誠一郎君） ちょっともとに戻しましょう。議会運営委員会……
- 副委員長（鯉渚秀雄君） だから、そんな議論してもしょうがないんだけど……
- 委員（河原井大介君） そんなどうでもいい議論じゃないんです。
- 副委員長（鯉渚秀雄君） ……ルールのもとにやるべきと。

○委員（河原井大介君） それは何、おもしろくないという発言なんですか、私に対して。思いとしてはどういうことなんでしょうか。まずそこを教えてください。

○議長（小唄 孝君） 鯉渕君、ベテランなんだから、なんで……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 僕はね、一度……

○委員（河原井大介君） 賛成討論、反対討論で、そんな意見を今まで言ったケースないですよ。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だけどそれは僕はちゃんと議運に取り上げられて、それはすべきじゃないときちんと……

○委員（河原井大介君） だって、もう会期終わっているじゃないですか。じゃ、会期中に言ったらいいじゃないですか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 会期中って、今ここで言っているだけでしょうよ。だから、それはすべきじゃない……

○委員（河原井大介君） いや、否定しましたよ、私の発言を、そうしたら今。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 否定したでしょう、僕が言わないことを言ったということをやっているんですから。

○委員（河原井大介君） 論評なのに、論評に対して批判したら、議会で議論の言論の府じゃないじゃないですか、立法府じゃなくなっちゃうでしょう。どう考えても。

○議長（小唄 孝君） やっぱり鯉渕さんに、百条委員会が再開して、かなり誹謗中傷みたいなニュアンスで言っている経緯もあるでしょう。これはお互いに両方そういうところがあるから……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 誹謗中傷はしていないよ。

○委員（河原井大介君） していないですよ、誹謗中傷は。

○議長（小唄 孝君） いやいや、百条を再開したことに対して、やっぱり百条委員会のあれが、そのあれが笑われるとか何とかという、その再開ができないとか、一方的に鯉渕さんの意見を言って、その百条の委員の人らを誹謗中傷するような、笑いみたいな……

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、個人の意見の……

○委員（河原井大介君） だから、個人の意見で言ったんだったら、私にも個人の意見で言ったらいいじゃないですか。それで終わりじゃないですか、その場で。男はそこでぱしっと終わればいいじゃないですか、話は終わったんだから。だって、何でいつまでも引っ張るんですか、しつこく。男らしくないじゃないか、それは。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 引っ張っていないよ。そういうことがありましたんで、それはやめたほうがいいんじゃないですかと言おうとしているんでしょうよ。

○委員（河原井大介君） 論評を否定だって、非難だって言ったからですよ。論評ですよ、あくまで。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 批判でしょうよ。僕が言わないことに対して言ったというこ

とを批判したんでしょうよ。

○委員（河原井大介君） だって、じゃ侮辱しているじゃないですか。議会の審議は恥ずべき行為だと言っていますよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） それは別に問題になることじゃないでしょうよ。

○委員（河原井大介君） 問題になることでしょう、だって。委員会が議決……

○副委員長（鯉渚秀雄君） 何が問題になるの。国会だって、三原じゅん子議員が言ったでしょうよ、ちゃんと。委員長に対して。

○委員（河原井大介君） だったらいいじゃないですか。だったら、やじ飛ばしたいならやじ飛ばせばいいじゃないですか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） ……討論の中で。それと一緒にしようよ。

○委員（河原井大介君） 何か意味がわからないんだよな。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 意味がわからないじゃないでしょうよ。

○委員（河原井大介君） おもしろくないということを言いたいんですか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） おもしろくないなんて言っていないでしょうよ。自身の正当性だけ述べたんではだめなんですよ。

○委員（河原井大介君） 自身の正当性を述べたのはあなたじゃないですか、さっき。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 僕は正当性を述べていないですよ。

○委員（河原井大介君） だって、百条委員会そのものの存在を否定したんですよ、議会の本会議で。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 今のは当たり前のことでしょうというの。僕の意見だもん、僕の意見でしょうよ。河原井大介委員の意見を色々な討論の中で意見を言うなら、それは幾ら言ってもいいですよ。ただ個名を上げての批判というのはすべきじゃないって僕は言っているんですよ。

○委員（河原井大介君） 何ですか。だって、おかしいことを言っているから、おかしいですよねと確認している、私の意見じゃないですか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから個名を上げての批判というのはすべきじゃないでしょうと言っているんだよ。

○議長（小唄 孝君） いや、それは公の議員さんが……

○委員（河原井大介君） だって、自分もいろんなところで人の名前使っているじゃないですか、今まで。

○議長（小唄 孝君） 我慢しろよ、俺なんか個名上げられて誹謗中傷、あれだけやられているんだから。だから、それは公にやられているんだから。議員だから……

○副委員長（鯉渚秀雄君） それはあくまでも議会の外と議場の中と、それはきちっと分けるべきでしょうよ。

○委員長（関 誠一郎君） いずれにしても、この発議2号に関しては、百条委員会で決

定して、こういう発議は、告発という形になりましたので、日程どおり行いたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） その他で。

これ参議院議員のときの街頭演説の途中、終わってから、自民党的那珂川大橋の説明会をやるという、第1回目やったわけですね。それで、第2回目を9月の定例会の、要するに初日の日には議案の提案説明だけで終わっからという話で、自民党さんに前もって言っていたもんで、そういう形で説明会は受けないのかなと思ったら、いきなりここに来ているものですから。9月3日、3日に午後、執行部からの那珂川の大橋の説明会を第2回、やるような形で来ておりますので、これはコピーして皆さんに、議員さんに配付してもらえますか、執行部で。

○副委員長（鯉渚秀雄君） これ何、執行部で説明をするの。

○議長（小坏 孝君） 違うんです。自民党と議員さんらが那珂川大橋の説明会を第1回つきりで、第2回目を……

○副委員長（鯉渚秀雄君） ちょっと待って、これ三村君からその件について一般質問が出ているのに、その前に説明させちゃったらどうするの、これ。

○議長（小坏 孝君） いや、もうやるということで、町長、第1回目のときに検討しているから……

○副委員長（鯉渚秀雄君） やるもやらないも、これ三村君の一般質問出ているやつを、その前にやっちゃったら、それはすべきじゃないよ。

○議長（小坏 孝君） 委員長、そういうの、三村君の、内容もわからないもん。

○副委員長（鯉渚秀雄君） だから、そういうところから、みんな議会のルールが全然なくなっちゃう。僕も一度ね、結局、一般質問の通告したら、その前に説明会をやられて一般質問取り下げた経緯があります。

○議長（小坏 孝君） いつですか。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 前に。

○議長（小坏 孝君） またそうやって……

○副委員長（鯉渚秀雄君） またっちゃあんめよ。僕ら以前もこういうことやってるんですよ。

○議長（小坏 孝君） それじゃ、やんない自民党のやつ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） やんないんですか。

○議長（小坏 孝君） しゃあんめよ。

○委員（藤咲芙美子君） 委員長、今の議長の件についてちょっと発言いいですか。

この前ね、自民党の役員さんについては、議員さん全員も参加してもらって、執行部も

加わって説明をしますので参加してくださいと言われてました。私は参加しました。必要なことだと思うので、やっぱりこれは執行部は執行部なりにきちんと説明してほしいと思うのは私の意見であります。ですので、自民党の役員さんと我々議員さんたちは、もう1回、2回目で行うというのは賛成です。しかし、その中に執行部が入って説明をするというのではなく、執行部は執行部だけで、その那珂川大橋の説明をきちんと議員にすべきだと思いますので、それは分けて説明をお願いいたします。同じものであったとしても、それはきちんと分けて説明すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小唄 孝君） でも、これ要望が来ているもので、何とか……

○副委員長（鯉淵秀雄君） 自民党からの要望でしょうよ、支部からの。

○議長（小唄 孝君） いや、承諾しちゃっているもので。承諾しちゃっているもので、1回目やったときと、2回目やるということで、承諾をしてあるもので……

○委員（藤咲芙美子君） ちょっといいですか。その件については、自民党の役員さんが含めてここで説明するのと、執行部からの説明とは別ということで判断していいですね。

○議長（小唄 孝君） 説明は。じゃ、別に議員さんらで、自民党と別に聞きましょうというんだったら、ぜひそういう機会を設けたいと思います、藤咲さんの言っているとおり。だから、自民党と一緒に、やっぱり1回目やったときに皆さんが参加していただいて、2回目もやるということで決定を見ているので、今さらやらないというのもちょっとあれですので、ちょっと了解をしてあって、町長も1回目やったときに、2回目をやるということで要望をされていますので。それはわかっているんだと思うんで、だから、藤咲さんが執行部から直接聞きたいと言うんでしたら、それは開催するように議長として努力したいと思います。ただ、やるやらないは、これちょっと自民党から要請があったやつですので、ここで自民党さんを入れて会議をやるんならば、そういう意見も言えると思うんですけども。前もってそういう自民党さんと2回目やるということで、皆さんが参加の上で了承しておりますので、今回はやらないなんていうことは自民党さんに言えないものですから、ご理解していただきたいと。

○委員（片岡藏之君） 終わりましたか。

本会議の一般質問において、一般質問がこの件に関してあるわけですね。それを、その質問が出ているにもかかわらず、前もってそういうことをやっちゃうということは、議会を余りにも軽視しているんじゃないですか。議運としては私は反対です。

○議長（小唄 孝君） だって、三村君だって説明会に来ているし、自民党の役員でもあるし、それは、だって……

○委員（片岡藏之君） でも、自民党の役員であっても、自分でこれちゃんと一般質問書をだしているわけだから。

○議長（小唄 孝君） いや、出しているも、これは、だって前もって自民党の説明会というのは、もう1回目、三村君が質問する前に1回目は終わっているのよ、説明会が。藤

咲さんも参加してくれてね、第1回目は終わっているの。今度は2回目なの。2回目を中止にするということは言えないもんですから、ご理解をお願いしますと言っていることで。

それは藤咲さん、三村君が説明を受けたから一般質問に支障があるだの、そういうことは二の次、その説明を受けた中で、また議員さんであるから、別な観点から質問をするべきであって、やっぱりそういうのを……

○副委員長（鯉渕秀雄君） ですから、僕はね、やるなと言っていないですよ。一般質問が出ていますから、その以降にやればいいんじゃないですか。それだって、自民党のあそこの会合では、決まれば説明しますよという話はしたかもしれない。だけれども、日程についてはしていないはずですよ。

○議長（小坏 孝君） 日程はしていないから、9月の定例の初日にやるということで決定をしていたんですから……

○副委員長（鯉渕秀雄君） ですから、これ一般質問が出ていますから、一般質問の後に……

○議長（小坏 孝君） 一般質問と何の関係あるんですか、これ。何の関係あるの。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 説明になるわけでしょうよ。

○委員（藤咲芙美子君） ちょっと待って。その説明と一般質問と、それから何か問題があったときの説明とは全く違いますので、それは同じような内容であっても、一般質問は一般質問、ほかの内容はほかの内容。ですので、一般質問があるからほかのものを中止せよだとか、そういうようなことではありません。ですので、それはきちんと一般質問はやるべきです。一般質問を受けたことですので、やるべきです。だから、そのね、議長、そうしたら、そういうことについては、自民党役員さんはそういうふうにして1回目やったから、2回目もやりたいという気持ちはよくわかります。そこで、参加するかしないかは議員の各おのおのの判断に任せてよろしいんじゃないでしょうか。だと思います。

○議長（小坏 孝君） そうですよ。そういう考えの人もいるといえ、やむを得ないんじゃないですか。

○委員（藤咲芙美子君） 必ず出なくちゃならないというわけではないですから。

それはそれ、一般質問は一般質問。執行部からの説明は執行部からの説明、きちんとやっぱりそのところは、重なったとしても、同じ説明でいいじゃないですか。同じ説明で、同じことを説明しているんだなというようなこと。執行部でやっていることをきちんとやっぱり……

○議長（小坏 孝君） 私は議会で一般質問をしてから、これは延ばしてくんちよだとかやめてくんちよなんていうのをやっぱり議会として横暴になっちゃうでしょう。心配をしているだけであって。

○委員（藤咲芙美子君） 私は、だから、分けてほしいということです。

○議長（小坏 孝君） あくまでも一般質問は、だって、みんな一般質問やるやつは、こ

れから説明会も何も、そうしたらやるんじゃないかということになっちゃうし。執行部が自分でやるんだったら、そういう鯉淵さんの意見も大事だと……

○副委員長（鯉淵秀雄君） だってこれ、執行部に対して要請をするわけでしょう、説明してくださいって。

○議長（小坪 孝君） 自民党がやるやつだったら我々も口出しできないって。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 口出しできないって自民党そんなに強いんですか。だって、議長がそれだけ……

○議長（小坪 孝君） 1回目のときに説明が執行部で全然なっていないから、2回目開催するということになっちゃっているんだから。

○委員（片岡藏之君） 委員長、この場は議運ですよ。

○委員長（関 誠一郎君） はい。

じゃ、ここで閉じます。

○委員（片岡藏之君） いやいや、閉じますじゃなくて、やっぱり本会議というか、議会を中心に運営を考えていくんだから、一般質問が出ていることに対して尊重しないというのはまずいと思うんだよね。

○委員長（関 誠一郎君） ただ、三村さんもこの提出するときに説明があってから内容を変えるというような話もしていたよね。そういう内容もしていたんだよ。説明があってから質問内容を変えるという話もして、もう提出していますので。この自民党の説明会も支障はないと思いますよ。本人がそう言って出しました。

○委員（藺部 一君） 今言ったように、何ていうんだ、孝信さんは今回、一般質問の前に説明があっても構わないと御本人は言ってるの。

○委員長（関 誠一郎君） そう。説明があるから、それによって質問内容が変わるかもしれないという話を、事務局へ持って来ていますので、これは事前にやっても問題はないと。

○委員（藺部 一君） そう言っていたの。それじゃ……

○副委員長（鯉淵秀雄君） そうしたら早く言えよ。

[発言する者あり]

○委員長（関 誠一郎君） その他、はい。

○委員（河原井大介君） この間議会運営委員会の視察に行った際に、向こうの議会の方とお話ししたときに、一般質問の中身で3回の制限をとっているのはなかなかないということで、3回という、無制限に1時間でやっていこうという一般質問の新しい仕組みのほうが望ましいんじゃないかというあちら側の提案もありましたし、そのとき議員の中からも、もちろん3回というのは余りにもちょっと縛りすぎなんで、もう少し流動的に裾野を広げてですね、やっていったらいいんじゃないかという提案がありましたので、ぜひ一般質問においては、できることなら今定例会から制限はなしにして、3回という縛りをとっ

たほうがよろしいんじゃないかなというふうに思っていますので、お諮り願います。

○委員長（関 誠一郎君） わかりました。

今、河原井委員より、一般質問の回数についてご意見がございましたが、私もこの間、議運の中で研修へ行ってきた中で、箕輪町で、やはり何回でも、3回ということにこだわらず何回でもできると。帰ってきて近隣町村、事務局のほうで調べてくださったり、きょう那珂市の議長ともお話ししたんですけれども。近隣町村はほとんど制限なしに一般質問を行われているということを確認することができました。

今、河原井委員より提案がございました、今回から一般質問に関して、3回という今までの慣例を撤廃して、何回でも聞けるというような方向づけをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（鯉渕秀雄君） いいことだと思います。その中で、そうしますと、この1時間という時間、これがどうなのかということですよ。これ質問者が1時間、町長の答弁が下手するとね、長ければ1時間、同等の時間配分、それで2時間とっちゃう。その辺がちょっと危惧されますが、これ時間を40分とかに短縮してというようなわけにはいかないですかね。

○委員長（関 誠一郎君） 箕輪町では50分の持ち時間だったね。ただ、今回初めてこれを採用するに当たって、試験的という形で、本当に申しわけないですけども、1時間で今回やってみて、その結果、次に考えて時間を調整していくということ……

○議長（小唄 孝君） 1時間というのは、それちょっと質問と答弁を合わせて、箕輪町は質問と答弁と合わせて1時間という形なんだけれども、ここは質問だけ1時間……

○副委員長（鯉渕秀雄君） 質問だけ1時間、そして答弁も1時間で……

○委員長（関 誠一郎君） 箕輪町は50分だよ。

事務局。

○書記（藤田真紀君） 質問と答弁合わせて55分ですね。ただ、55分の5分前とかに最後の質問があった場合は、その答弁が終わるまで延びるという話をしていました。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 答弁者を含めて1時間、1時間見ているんだね。だから、その辺の時間の配分だと思うんですよ、もしこれをやる場合には、どうしても執行部と平行線になるような議論はあるわけですよ。そうすると同じ質問が繰り返される可能性もある。その辺をどうするかというのが1つの課題になってくるのかなと。

○委員長（関 誠一郎君） 藤咲委員。

○委員（藤咲芙美子君） その件については、だからね、流動的になると思うんですけども、1つの質問で納得ができなければ、納得できるまで何回でも繰り返しながらやっていくということです。そして、2つか3つの質問項目があったとしても、それはもしかしたら質問できないで終わってしまうという可能性もなきにしもあらずと。だから、その質問する人の判断に任せられるということになります。だから、結局1時間ということの時

間制限は必ず守られるということです。

○副委員長（鯉渚秀雄君） それはわかります。ただ、互いの平行線の中でね、応答が始まっちゃう可能性もあるし。何て言ったらいいのかわ。

○委員長（関 誠一郎君） 河原井委員。

○委員（河原井大介君） 先ほど答弁とかやりとりについては、答弁にしても質問にしても、各議員だったり執行部の器量というか、度量というものが求められますから、そこはお任せしていただいて、試しにやってみると。長ければおかしい、平行線であれば議長がとめられますし、余りにもしつこいと、常識の範囲内。それはやはり議会運営委員会として1回暫時休憩を入れることはできますから。一度、そういった形で方向性を出すということは大切なのかな。

○委員長（関 誠一郎君） とりあえず今回1時間という形でやってみて。

○委員（河原井大介君） 信用してですね。

○委員（藺部 一君） 委員長、確認だけでも、それは質問も答弁も合わせて1時間な。

○副委員長（鯉渚秀雄君） 違うよ、1時間ずつ。いや、1時間ずつじゃなくて答弁は時間がわからないわけでしょうよ。

○委員（藺部 一君） じゃ、1時間ということ。

○委員長（関 誠一郎君） あくまでも自分の持ち時間は1時間ということで、とりあえず今回はやってみる。

○議長（小唄 孝君） 箕輪町は答弁と質問で55分と言ったんでしょう、両方で。

それで、時間をやらないと、何回もだらだらなっちゃうから、やはり質問、答弁合わせて1時間にしないと。

○委員長（関 誠一郎君） とりあえずやってみましょう、1時間……

〔発言する者あり〕

○委員（河原井大介君） 向こうは全議員が質問しますから、全員が。それを前提としたんです。

○副委員長（鯉渚秀雄君） あくまで質問と答弁合わせて、それで町長の答弁はできるだけ短く。

○議長（小唄 孝君） 余りにも時間が読めなくなっちゃうとな。

○委員（河原井大介君） 1回試しに……

○委員長（関 誠一郎君） これでやってみましょう。

1時間もたないよ。

○副委員長（鯉渚秀雄君） いや、フルにやっている方はね、質問だけで1時間やっている方いらっしゃいますからね。

○議長（小唄 孝君） 同じこと書いて、だって、執行部が答弁で長くしゃべられて。

○委員長（関 誠一郎君） いずれにしてもやってみないことにはわからないですよ。河

原井委員が言うようにやってみましょう。

○委員（河原井大介君） 視察の成果としてね、どうかなと思いますね。

○委員長（関 誠一郎君） それを今後検討課題としていくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 両方時間決めたらいいんじゃないの、会議録が伸びちゃって、翻訳するのもそういう。あくまでも時間を切って、答弁、質問とも切ってやらないと、やっぱり会議録の掘り起こしにだって、時間が、金がかかるし、全て。

○委員（藤咲芙美子君） 近隣の市町村では全て制限なしでやっているということです。その近隣の市町村の議員さんたちがどのようにして質問しているのかをきちんとやっぱり私たちが把握しながら見ていきたいと思いますので、そこら辺のところは……

○議長（小坏 孝君） きょう、那珂市の議長としゃべったんだけど、質問、答弁とも合わせて1時間でやっていますという話で、どこもそういう答弁で。この間、あと、広報委員会で行ったところでも、答弁と質問で1時間でやります、無制限で質問回数は。質問は無制限で1時間でやっていますという形で、どこの議会も1時間というのを切っているのが、全部かな。

○委員（藺部 一君） 私もそれで賛成ですが、結局、1時間の枠内で何回も同じ質問で結構だと思うんですけども、時間はそれで切ってやったほうがいいんじゃないですか。それで、おかしければまた議運で相談すればいいんだから。とりあえず1つ踏み越して、3回以上もオーケーですよとなったんですから。それで進めてどうかなと思うんですけども。

○委員長（関 誠一郎君） そうすると、質問、答弁含めて1時間ということで。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 質問答弁含めると、今質問だけで1時間やってる方がいますよね。その辺はちょっと……

○委員長（関 誠一郎君） 足りない人いるんじゃないの。

○副委員長（鯉淵秀雄君） もうちょっと時間を長くしたらいいんじゃないですか、1時間半ぐらい。結局今、一般質問ではね、1時間をフルに使ってやっている方が何名かいらっしゃいますんで、そのときに、質問、答弁を合わせて1時間というのと、かなり窮屈だと思うんですよ。だから、時間を切るならば、もうちょっと長目にとっておいてあげて、今回スタートですんで。それがうまくスムーズに回るようでしたら、1時間にしてもいいかなと思うんですが。もうちょっと長目にとっておいてあげたほうがいいんじゃないですか、当初は。

○委員長（関 誠一郎君） 1時間じゃ厳しいと思うよ。

○議長（小坏 孝君） じゃ、自分が足りないときに延ばしても。

○副委員長（鯉淵秀雄君） いや、結局、違う、それは議長の判断になっちゃうでしょう

が、だけれども、それは質問項目がね、2つ、3つならいいですよ。5項目も6項目も7項目も出したらとてもこれ質問と答弁で1時間の範囲ではおさまらないですよ、これ。今回はこれ項目少ないからいいですけども。

○議長（小坏 孝君） それと、会議録を起こすといっても、執行部が起こしているのに大変な作業になっていっちゃうと思うんだよね。全て広報委員会で起こすといっても、大変な作業になっちゃうし、議員さんらが起こすんだったら話はわかるんだけども。

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、1時間ではなく1時間半だとおかしいから90分。90分ぐらいで当初とれば。そうすると、今の段階での質問と大体同じ時間とれると思うんですよね。質問者は1時間じゃなくて、45分、45分の中で。

○委員長（関 誠一郎君） でも、実際に90分と決めても、目いっぱいなかなか使う人はいないっていう……

○副委員長（鯉渕秀雄君） いや、何名かはいらっしゃるんですよ。

○委員長（関 誠一郎君） 何名かはいるかもしれないけれども。

○副委員長（鯉渕秀雄君） だから、その辺も加味してあげないと。

○委員長（関 誠一郎君） とりあえず今回は試験的だから、じゃ、今、副委員長からも話、菌部委員からもありましたけれども、今回試験的に90分と……

○委員（藤咲芙美子君） それは、行って返って、こちらから質問だけが90分ではないんですね。

○委員長（関 誠一郎君） トータル、だから、答弁も合わせて90分。

○委員（藤咲芙美子君） トータルで90分。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 答弁も合わせて90分。

○委員（藤咲芙美子君） 答弁をしっかりと短くしてもらわないと困りますね。

○副委員長（鯉渕秀雄君） その辺は議長の采配の中において、やっぱり町長には簡潔に答弁をいただくと。

○委員（藤咲芙美子君） 今まで1時間もらって質問していて、はっきり言えると思っていたんだけど、それがちょっとね、90分と決められてしまうと……

○委員長（関 誠一郎君） でも、いずれにしても議運で決めていかないと、のんべんだらりというわけにいかないから。

○委員（片岡藏之君） 後は質問者が答弁を短くしてもらえばいいでしょう。

○委員長（関 誠一郎君） 町長の答弁も短く。

○委員（藤咲芙美子君） 答弁短くしてもらおうというのは……

○委員長（関 誠一郎君） それは、質問者が町長に言ってください。

ということでよろしいですか。とりあえず今回はスタートということで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、90分ということでよろしくお願いします。

それと、1つ戻りますけれども、まことに申しわけないですけれども、9月10日、11日の一般質問について、10日は5人、11日は2名というふうに決定したいと思います。遅くなっちゃって申しわけございません。

○副委員長（鯉淵秀雄君） 半分半分にしたらいかっぺよ。

○委員（片岡藏之君） 4、3の方がいいんじゃないの。

○委員長（関 誠一郎君） 3人となると、次の日、お昼過ぎちゃう。

○議長（小坏 孝君） 2日目、10時から開会すっぺっていうの、時間は。

○委員長（関 誠一郎君） そう。

○議長（小坏 孝君） そうすると、やっぱり2人ぐらいが妥当かなとも思うんで、5名の2名、1日目は5名やって、2日目を開会を10時っていう意見もでてたもんで午前っていう形で、そうすると2名、3名となるとな、午後もっていうことになっちゃうっべから。

○委員長（関 誠一郎君） ということで、よろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） その他で事務局、何かありますか。

事務局。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 皆様のお手元に松浦さんという、前、道路が狭いという陳情をくれた方から陳情、請願ですか、来た後に文書で一度、問い合わせが来てまして、これ正副議長と議運の正副委員長には了解をとって、起案文を回して、返事は一度送ってございます。内容は、ユーチューブとかそういう中継をしたらいいんじゃないか、資料のタブレット議会をやったらいいんじゃないかというような問い合わせが来ていました。送ったところ、再度、お手元にあるように2回目のご質問が来まして、内容は、ユーチューブ、丁寧な回答ありがとうございましたと。ユーチューブ放送、よかった、やっているのはわかったと。しかし、声が小さい。パソコンの音量を上げてようやく聞き取れる程度であったから何とかできないかとか、それから本会議だけでなく各種委員会の放映も可能としてほしいという問い合わせが来ています。

もう一つ、資料の電子化、タブレット、議会として傍聴者にもでかいテレビを議場に置いて、議会運営の資料をそこに流すことはできないかというような文書が問い合わせできております。

それで、2枚目に回答案を示してございまして、これでよろしいかどうかを審議していただきたいと思います。

読み上げます。

下記のとおり回答いたしますと。

ユーチューブの入り方ですが、町のホームページから議会のページ、議会録音という流れで見いただければと存じますと。多くの自治体で同じような体制になっていると思いますので、よろしく願いいたしますと。これどこの自治体でもこういう入り方ですんで、

うちの町だけ特別動画をアップしようとか、ほかの町のホームページのつくり方もございますので、これで了解を得る回答でございます。

それから、提案で、同じ演台で質問して回答すれば、1つのカメラでいいだろうという問い合わせも入っていたんですが、昔の議会はそういう議会だと聞いております。同じ演台で質疑と答弁をとのご提案ですが、ひと昔前の議会ではそのような形での議会運営がなされていましたが、答弁者に背中を向けての質問はおかしいということで、全国的に対面で質問するようになってきておりますので、ご了承くださいと。議会改革で現在の形になっているので、それを逆行するのはいかがかなということで、このように回答しております。

そのほか、その他リアルタイム放送や委員会中継につきましては、現在の限られた人員では厳しいものがございます。こういう委員会も放送しろというんですが、我々、実際、事務局これしかないわけですし、現実問題ちょっと無理だと思いますので、厳しいと。

それから、最後の音量につきましては、答弁する方、しゃべる方がちょっとマイクの使い方が今慣れていませんので、マイクに近づけて話をするように議会運営に気をつけてまいりたいと思いますという答弁をつくりました。

それから、2番の電子化について、議案書の提出はあくまでも執行部側になります。この議案書が議会のものだとちょっと勘違いしておられるようなので、議案書というのは執行部がつくって、これで審議してくださいというものです。執行部側が議会に対して議案書を提出し、審議してくださいという流れになっております。議会側で幾ら電子化を訴えても、執行部側での体制が整わなければ実現はできません。同じように議場内とはいえ、備品の予算をつけるのは執行部にあり、議会には予算の提案権はございませんと。要望しても予算づけがなされなければそれまでです。将来的には、マツウラさんがご提案の流れになっていくものとは思いますが、今すぐというわけにはいかない状況ですのでご理解いただきたいと、やんわりと予算の関係で今すぐは無理ですよという回答をちょっとつくってみましたので、これでよろしいかどうか、ちょっとご審議のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（関 誠一郎君） 今、事務局に説明していただきました。

要するに回答について、皆様のご意見を伺います。

○議会事務局長（阿久津雅志君） この松浦さんは、執行部側にもこれは松浦さんは結構お手紙下さるんですか。何か結構まめにお手紙を下さる方だとは聞いているんですが。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局長（阿久津雅志君） きっとこれ回答を送ってまた来ましたんで、これで送り返すとまた来てしまうと思うんですが、一応、事務局で勝手に回答案をつくるわけにいきませんので、一応こういう内容でいかがかなということでお願いいたします。

○委員長（関 誠一郎君） いいですか、よろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関 誠一郎君） じゃ、よろしくお願いします。

○議会事務局長（阿久津雅志君） 事務局からもう1点ございます。

執行部側から、総務課ですね。子ども議会の後援についてお知らせいたしますということですので、例年どおりこれを許可いたしましたので、ご報告いたします。

事務局からは以上でございます。

○委員長（関 誠一郎君） 執行部から何かございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関 誠一郎君） ないですか。わかりました。

閉 会

○委員長（関 誠一郎君） 以上で、当委員会に付議されました全議案について審議を終了いたしました。

ここで閉会に当たりまして、鯉渕副委員長よりご挨拶をいただきます。

○副委員長（鯉渕秀雄君） 会議途中の中で物議を醸しましたこととおわびを申し上げます。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。ご苦労さまでございました。

午後 2時58分閉会